



福島医発第 2911 号 (地)
令和 5 年 1 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

集団指導用 e ラーニングコンテンツの
日医ホームページへの掲載について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

指導、監査、適時調査等の運用見直しにつきましては、日本医師会と厚生労働省当局において協議されており、コロナ禍における指導の実施方法等について検討された結果、集団指導における e ラーニングの仕組みが構築され、「集団指導は原則 e ラーニングによる実施」と運用されているところです。

現在、この e ラーニングは集団指導の対象である新規指定および指定更新を迎えた保険医療機関と新規登録保険医のみが一定期間に視聴できるものとなっておりますが、その内容は保険診療を行う上で基本的なもので、保険医療機関や保険医として知っておくべき大変重要なものであります。

今般、厚生労働省当局より、新規指定、更新時、新規登録時の集団指導に関する e ラーニングコンテンツ（令和 4 年度版）の動画が提供され、日本医師会ホームページの会員限定メンバーズルーム「医療保険のページ」に【令和 4 年度 集団指導】として掲載した旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本動画により保険診療のルールの一層の理解が深まるよう、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1971 号（保険）

令和 5 年 1 月 18 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

集団指導用 e ラーニングコンテンツの
日医ホームページへの掲載について

指導、監査、適時調査等の運用見直しにつきましては、日本医師会として厚生労働省当局と継続して相談してまいりました。その中で、コロナ禍における指導の実施方法等について検討を要請した結果、集団指導における e ラーニングの仕組みを構築いただいたことから、「集団指導は原則 e ラーニングによる実施」と運用されるに至っております。

現在、この e ラーニングは集団指導の対象である新規指定および指定更新を迎えた保険医療機関と新規登録保険医のみが一定期間に視聴できるものとなっておりますが、その内容は保険診療を行う上で基本的なもので、保険医療機関や保険医として知っておくべき大変重要なものであると理解しております。

今般、厚生労働省当局より、新規指定、更新時、新規登録時の集団指導に関する e ラーニングコンテンツ（令和 4 年度版）の動画をご提供いただきましたので、日本医師会ホームページの会員限定メンバーズルーム「医療保険のページ」に【令和 4 年度 集団指導】として掲載いたしましたことをご連絡申し上げます。

e ラーニングで用いる動画を日本医師会ホームページに掲載することにより、日本医師会の会員や会員医療機関で視聴できることとなり、保険診療のルールのより一層の理解が深まると考えているところでありますので、都道府県医師会におかれましても、ご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。